平成２２年（フ）第１１６５号
千葉県市川市塩焼２丁目３番20―301号　ロイヤルハイツⅢ
債務者　佐野　正吉
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１６９号
千葉市中央区宮崎町665番地13エステ・スクエア青葉の森３―1107号
債務者　石原　優子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１７８号
千葉県市原市姉崎1041番地８
債務者　是永　華枝
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１８７号
千葉県市川市福栄１丁目18番20―411号　市川行徳住宅
債務者　芳賀　　弘
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２０６号
千葉県八千代市高津1196番地７　グリーンハイツ石井Ｄ―206
債務者　菊池亜沙美
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２０７号
千葉市稲毛区山王町35番地１　ヒューマンスクエア千葉山王803号
債務者　大木　佳幸
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２２２号
千葉市中央区浜野町688番地１　カザベーラ浜野410号
債務者　小河原久子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２４２号
千葉市美浜区高洲２丁目３番６棟308号
債務者　安田　直己
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２５６号
千葉市稲毛区轟町５丁目５番14号
債務者　内田　　薫
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２６３号
千葉県船橋市習志野台８丁目４番３号
債務者　脇田　賢治
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２７７号
千葉県八千代市八千代台西８丁目18番11―34号
債務者　嶋崎　栄子（旧姓赤崎）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２６７１号
名古屋市天白区一つ山２丁目29番地　一つ山荘北Ｔ－１棟203号
債務者　サカ石油商会こと　阪　　恭行
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６７２号
名古屋市天白区一つ山２丁目29番地　一つ山荘北Ｔ－１棟203号
債務者　阪　彌榮子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１９号
兵庫県加古川市野口町長砂264番地の１　エスペランサ105号、従前の住所兵庫県加古川市野口町長砂187番地　エトワールⅠ―106号
債務者　片岡　智子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２２号
兵庫県たつの市御津町中島1943番地１
債務者　菅原　公平
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第２８９号
福岡県久留米市梅満町313番地３
債務者　中村　弘和
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２９０号
福岡県久留米市梅満町313番地３
債務者　中村榮次郎
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　福岡地方裁判所久留米支部